

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	総務部 税務課
契約締結年月日	令和7年7月19日
業務名	令和7年度定額減税補足給付金システム改修業務委託
業務の概要	令和5年11月2日付けで閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）において、給付額に不足が生じた者等に対し、定額減税補足額給付金（不足額給付）の支給事務を実施するにあたり、支給対象者の抽出や給付額の算定を適切に行うこととした税務基幹システムの改修を行う。
契約金額(税込)	5,588,000円 ※単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。
契約の相手方	株式会社日立システムズ 中部支社
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。</p>
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本市の税務基幹システムは、株式会社日立システムズ製の住民情報システム（ADWORLD）を本市向けにカスタマイズしたものである。令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）業務は全て当該システムにより行われており、令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）業務においても、同システムが保有する所得や扶養情報などを用い一元的な管理の下で計算する必要がある。当該システムを改修できるのはベンダーである株式会社日立システムズ以外には存在せず、競争入札に適さないため。

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部 税務課です。